

岩手県告示第74号

県勢功労者顕彰規則（昭和55年岩手県規則第8号）第2条の規定により、県勢の発展に多大の功労があり、その事績が極めて顕著であって、県民の模範となるものを、令和元年5月29日次のとおり顕彰した。

令和元年6月14日

岩手県知事 達 増 拓 也

氏名又は名称	功 勞
桑原 文子	食生活改善推進員の資質向上等に努め、県民の健康増進に尽力するとともに、本県保健医療の諸施策の推進に貢献された。
増田 進	山間へき地における保健医療活動の基盤整備等に努め、地域医療の充実に尽力するとともに、医師等の地域医療活動の指導に貢献された。
佐藤 安紀	本県企業経営の安定化と雇用環境の整備に尽力するとともに、きめ細かい経営支援を行い、地域経済の振興に貢献された。
小笠原 満男	県人として初めてFIFAワールドカップに出場するなど、県民意識の高揚に寄与するとともに、東日本大震災津波の被災地への支援活動を通じて、復旧・復興に貢献された。